

アメリカにおける

包装米飯市場の動向と輸出環境について

調査研究事業 報告書

2016年 3月

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

## 1. 調査の目的

一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(以降、全米輸)は、これまで世界各国へコメ・コメ加工品の輸出に対する各種の取り組み(ジャパンプランドの確立)を行い、具体的な成果を得ている。平成27年度は、アメリカの包装米飯市場の環境と輸出に直結した調査研究を実施する。

## 2. 調査研究の方法・内容

調査方法は、国内の資料を基本に、海外の調査ネットワークによる現地調査員による現地取材を行う。国内からアメリカに向けて輸出される包装米飯の価格に関する現状を分析し、報告書の作成を行う。特に、アメリカ国内における、取引の現状把握を行う。

## 3. 実施内容

### 1) 調査の種類

アメリカ(サンノゼをはじめとする北カルフォルニア主要都市) 及び 国内文献調査 及び 国内外インタビュー調査

### 2) ヒアリング先／情報入手先

【国内】農林水産省、外務省、日本貿易振興機構、USAライス連合会

【国外】(連邦政府) 国勢調査局、商務省経済統計局、農務省、保険福祉省食品医薬品局、連邦準備制度理事会(カリフォルニア州政府) 査定平準局、雇用開発局  
(その他組織) 全米税務管理者連盟

### 3) 調査対象者

上記国内対象者 及び 対象国となるアメリカ国内の流通関係者。

### 4) 調査方法

「国内で入手可能な公的資料」「入手可能な情報による分析研究」を基本に、補完すべき事項が必要な場合には、調査ネットワークにより海外関係先への各種ヒアリングによって実態を把握する。販売形態や流通価格調査については、現地の情報を収集する。明らかになりにくい各流通段階調査における価格、流通マージン、リベート等についても可能な範囲において調査(推計)する。

### 5) 調査分析期間

平成27年8月1日～平成28年3月31日

## 6) 調査時に検討する主要な内容

主要項目	内容
1.米国の包装米飯市場についての情報	1) 米国における包装米飯のカテゴリ 2) 米国内の包装米飯市場の把握 3) 米国内における包装米飯輸出量・消費量
2.米国内の流通経路について	1) 流通チャネル 2) 流通諸費用の試算
3.関税・租税等	1) 通関時に掛かる各種租税 2) 流通時に掛かる各種租税
4.検疫について	1) 包装米飯に関わる、検疫に関する規制内容 2) 福島第一原発事故にかかる輸入規制措置
5.枠規制、法規制について	1) ラベル表示、容器に関する規制 2) テロ対策等に関する規制
6.その他商慣習	1) 流通マージン等の商慣習
7.輸出業者の留意点	1) 市場開拓時の課題
8.まとめ	1) 調査研究で得られた課題の集約

※ 調査研究事業の主要項目は、調査実施に統合した報告や付帯項目を追加するものとする。  
また、対象国内で入手した資料については、翻訳を行い、報告内容に反映させる。

## 7) 分析方法

分析は、文献査読とインタビュー調査とし、(6)の内容と目的に沿った回答の割合から、実施内容の傾向や回答を報告書へ反映させる。

## 4. 調査結果の活用方法

調査報告内容は、全米輸の国内調整活動である定例会で共有。各会員の今後の活動や全米輸の活動、ジャパンプランド確立の翌年度実施のための参考資料として活用するものとする。

## 5. 事業メニューの実施体制

アメリカ(サンノゼをはじめとする北カルフォルニア主要都市)を対象地域に調査研究を実施する。対象都市における包装米飯の流通に対して、取引価格を中心とした流通実態についての調査報告を行う。ただし、市域全体の調査を実施するのではなく、主要ルートに限定する。

### 【注】 報告書における通貨単位の記載方法

通貨の交換レートを説明しているものでは、米ドル/円ともに、通貨単位を前表記とした。  
一方、流通段階では、通貨単位を数字の後表記とした。

## (はじめに)

### 1. 品目の定義について

#### アメリカにおける包装米飯のHSコードについて

HSコードとは、国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一する目的のために作られたコード番号であり、貨物を輸出入する際の品目分類に用いる輸出入統計品目番号のことである。輸出入統計品目番号は、輸出入されるあらゆる品目を、9桁又は10桁の数字で表記する。最初の6桁は世界共通の番号であるが、その後の3桁(または4桁)は、各国の事情に合わせて品目をさらに細分化するために使用されるため、各国ごとに番号が異なっている。HSコードが税関への告知書に記載されることによって、日本からの輸出、および輸出先での輸入通関の際、税関職員がそのコードをもとに、該当する品目の種類と関税等の税率を容易に調べることができるため、通関手続の時間短縮に貢献する、重要な番号となっている。

包装米飯は、「米粒の形をした穀物・穀物産品(コーンは除く)」と分類されており、冷凍のものと、それ以外のものに分けられている。冷凍包装米飯のHSコードは[1904.90.0120]、それ以外のパック包装米飯などのHSコードは[1904.90.0140]である。ただし包装米飯についてははっきりとした輸入コードはなく、ヒアリング先が使用している輸入コードとした。

HSコード	内容	
1904.90	Cereals (not Corn) In Grain Form, Prepared, Nesoi	米粒の形をした穀物調整食料品 (コーンは除く)
0120	Frozen	冷凍のもの
0140	Others	その他

## アメリカ国内の包装米飯市場の実態

## 1. アメリカ国内の包装米飯関連資料および現地調査から、包装米飯輸出拡大を検証

- 米は、米国の消費者にとってもなじみのある食品。アジア系の米食民族の人口の拡大に伴って、米の需要も増加した
- 米国で米といえば長粒種である。米は副菜として食べられるのが一般的だが、メインの料理に使われることも、サラダやスープに加えられることもある。野菜や肉を加え香辛料やソースで味付けをするのが普通である
- 白米の包装米飯は、日系スーパーを中心に成長している。電子レンジで温めるだけで炊き立ての米を食べられる簡便性が、特に米国で働く日本人駐在員にうけている。今後もこの部分の需要は伸びていくと見込まれる
- 包装米飯は無菌包装米飯かレトルト米飯かの製造工程については全く意識されておらず、販売側の知識も皆無であった。また、利便性だけが特徴として認識されており安全性やおいしさについては訴求されていない。
- 調理済みの米商品は、様々なものが広く流通している。電子レンジ対応の容器に米を入れた商品(わずか1分半で食べられることをウリにしている)、水を加えて火にかけるだけでできるインスタントライスミックス、など。ほとんどのブランドが何種類かの異なった味付けの商品を揃えている
- 中国系、韓国系の人々の中には、高い価格でも日本の米を食べたいという人はいる可能性はあり、日本米に対する需要が伸びる可能性はある
- 一方、アジア系以外の一般の米国人は、一般的に長粒米を好むこと、白米の包装米飯は米国の大半の消費者になじみが薄いこと、米国の市場には米国产の商品が溢れており日本からの輸入品よりも安い値段で買えること、から、安い値段で買えるが、現状、米国の一般消費市場では「日本産のパックご飯」の美味しさや手軽さ、安全性などが具体的に知らされていない状況と考えられ、今後のPR活動など市場開拓が必要といえる。
- 日本とは異なり長粒種がほとんどであり、食べ方も異なることから、米国で米製品を販売するためには、米国人が米製品をどのような食べ方をしているのかについての調査を行う必要がある
- また米国では玄米がヘルシーな炭水化物として需要が増えてきているため、米国メーカーの長粒種の玄米の包装米飯の現地スーパーで販売されている。それらの多くはジャスミンなどのフレーバーやヘルシー要素を添加したバラエティー豊富なアイテムが店頭に並んでいる。
- 米国のメーカーでも米国产日本米の玄米の包装米飯を売り出しているがヘルシー食品とは捉えられていない。
- 日本産の包装米飯の市場を拡大していくためには、日本産米の品質と何らかのヘルシー性をアピールできる商品開発とマーケティングを展開することが必要である。

## 2. 租税関係

米国で包装米飯を輸入・販売する際に課税される税は、大きく分けて以下の3種類に分類される。

(1)【関 税】	輸入関税
(2)【州 税】	「Sales & Use TAX」(売上および使用税) ※州内でも各自治体単位で税率が異なる。

### (1) 関税

米国国内で包装米飯を示すHSコード[1904.9001](Cereals (not Corn) In Grain Form, Prepared)に適用される関税率は、従量単位(キログラム)あたり14%である。

### (2) 州税(カリフォルニア州の場合)

アメリカにおけるSales TAX(セールスタックス:売上税)は、州政府および地方自治体(郡および市町など)が課税主体となり、それぞれが独自に税率を設定し、小売業者の売上に対して課税する地方税である。日本の消費税と仕組みが似ているが、最終消費者に対する売上のみが課税対象である点において、卸売業者も課税対象としている日本の消費税とは仕組みが異なる。なお、全米にはオレゴン州など、セールスタックスそのものが無税の州も存在している。

穀物・野菜・果物・肉・魚・卵・砂糖・塩・牛乳・ボトル入り水やスポーツドリンクなどの食品は生活必需品として免税となっており、米および包装米飯も免税である。ただし、フードコートなどで提供される包装米飯や、温めて売られている包装米飯は課税対象とされている。

カリフォルニア州におけるセールスタックスは「Sales & Use TAX」(売上および使用税)と呼称し、小売店だけでなく、Amazonなどのネット通販による利用にも課税されるのが特徴である。なお、州内の最大都市・ロサンゼルス市の税率は【州税:7.5%+ロサンゼルス郡税:1.5%+ロサンゼルス市税:0%】の合計9%となっているが、州全体がこの税率で統一されている訳ではなく、隣り合う自治体でも税率が異なることに注意する必要がある。

カリフォルニア州各自治体のSales & Use TAXの税率は、カリフォルニア州査定平準局(BOE)のホームページを参照されたい。

■カリフォルニア州査定平準局(BOE:California State Board of Equalization) ホームページ  
<http://www.boe.ca.gov/>

### 3. 価格形成から見た、アメリカへの包装米飯輸出拡大の可能性を考察

- ・アメリカでは包装米飯といえばヘルシー食品であるという概念が強い。ヘルシー食品を購入する層は、食生活に関する知識を持ち、新たな情報を常に意識している層であり、どちらかといえば価格よりも安全性や健康性を重視する。
- ・現在の市場動向から日本産米の包装米飯の輸出拡大の方向性としては、日本産米の品質の高さとヘルシー性をどのようにアピールできるかにあると思われる。

#### <日本産米の品質と安全性について>

米国産の包装米飯のユーザーはもヘルシー志向であるが、彼らは基本的に食品の安全性が保障されていることが前提となる。そのため日本産米の品質の高さや安全性をまず認知させることが必要であり、日本の食文化や米文化などの奥深さをテーマにするなどした啓蒙が必要である。

#### <日本産米のヘルシー性について>

現地では包装米飯といえば長粒種や短粒種、米国産であるかどうかといったことよりも、玄米であるかどうか強く意識されている。日本でも玄米を健康的と捉えられており、米国市場に向けて玄米をベースとした包装米飯の商品を開発し、ヘルシー食品のカテゴリとして販売されることになれば市場は開拓しやすいと考えられる。